

会議名	第23回板橋区福祉有償運送運営協議会
開催日時	令和6年3月12日（火）午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	第三委員会室
出席者	12名 [委員 10名] 会長、丸山副会長、鎌塚委員（代理：門井氏）、比企亞由美、滝沢委員、小池委員、金委員、奥村委員、國枝委員、澤邊委員 [事務局：区2名] (福祉部) 根本福祉係長、田中福祉副係長
会議の公開 (傍聴)	公開（傍聴できる）
傍聴者数	0名
議題	1 会長挨拶 2 委員紹介 3 板橋区における福祉有償運送の必要性について 4 協議 「特定非営利活動法人ブリッジ」の道路運送法第79条の6に関する有効期間の更新登録申請についての協議 5 その他
配布資料	資料1 委員一覧 資料2 板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料3 板橋区における福祉有償運送の状況について 資料4 「特定非営利活動法人ブリッジ」の道路運送法第79条の6に関する申請書類等 資料5 福祉有償運送の登録に関する処理方針について 資料6 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取り扱いについて 資料7 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について 資料8 協議に当たっての留意点等について
所管課	福祉部障がいサービス課福祉係

**【開会宣言、委嘱状交付】**

**障がいサービス課長**

ただいまより、第23回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

開催に先立ち、委嘱状の交付式を行わせていただきます。

板橋区長 坂本健より、名簿順に委嘱状をお渡しいたします。

(区長から委嘱状交付)

**【区長挨拶】**

**障がいサービス課長**

続きまして、板橋区長 坂本 健より、ご挨拶を申し上げます。

**板橋区長**

本日は、年度末のご多忙の中、板橋区福祉有償運送運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、委員のご就任をご快諾いただきまして、合わせて感謝申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

板橋区では、福祉有償運送運営協議会につきまして、道路運送法の改正を受け、都内で3番目に協議会を設置いたしました。平成17年に開催された第1回目から数え、今回が23回目の開催となります。

現在、板橋区には、この協議会でご協議をいただき、福祉有償運送を実施している団体が5団体ございまして、これらは地域の障がい者や高齢者にとって大変重要な交通手段となっております。

障がい者や高齢者を支える交通の環境である移動手段は、非常に重要なものであると認識しております。

皆様には、この運営協議会において、NPO法人等の福祉有償運送の必要性や、実施の際に旅客から收受する対価、旅客の安全や利便の確保等についてご協議いただければ存じます。

併せて、将来に渡る福祉有償運送のあり方につきましても、ご意見をいただければ幸いです。

さて、板橋区では、「ユニバーサルデザイン推進計画2025」を策定し、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進しております。

また、令和6年3月に「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心してくらし続けられるまち」を基本理念とした「板橋区障がい者計画2030」及び「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」を策定いたしました。

区といたしましても、すべての区民が自由に行動し、社会参加できるよう、区と区民及び事業者が協同することにより、板橋区におけるバリアフリーの総合的な推進に取り組み、障がいのある方の移動の利便の向上に努めてまいりますので、皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げたいと思います。

#### 【委員紹介】

##### 障がいサービス課長

区長は公務のため、ここで退席させていただきます。

引き続き、協議会に入らせていただきます。

本日のご説明やご発言につきましては、着座にて行なっていただきますよう、お願いをいたします。

また、審議時間につきましては、1時間を目標に進行してまいりたいと存じますので、ご協力をお願いいたします

始めに、お手持ちの資料のご確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただいた資料をご覧いただいてよろしいでしょうか。

資料1から資料8まで、お手元にございますでしょうか。

次に、皆様にお願いがございます。

会議録を作成するため、発言を録音させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日の協議会は、会議の透明性の観点から傍聴を設けておりますが、本日は傍聴の方はいらっしゃいません。

それでは、委員の皆様の紹介をさせていただきます。

（委員の紹介）

本日は、過半数の委員のご出席をいただきており、板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条第2項の規定により、有効に成立しているため、特定非営利活動法人ブリッジの更新申請に係る協議を開催させていただきたいと存じます。

続きまして、板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条の「協議会委員の互選により」との規定に基づき、会長・副会長の選出に移らせていただきます。

なお、発言の際は、マイクを使用していただきますが、マイク下のボタンを押してから、発言いただきようお願い致します。

#### 【会長及び副会長の選出】

会長・副会長につきましては、本協議会の設置要綱におきまして、委員の互選となっておりますが、推薦などのご意見がございますでしょうか。

(委員の挙手あり)

#### 委員

区域内の福祉有償運送事業者の是非を公平に協議し、円滑に協議会が進むように従来どおり会長は福祉部長にお願いできればと思っています。いかがでしょうか。

#### 障がいサービス課長

ただいま、委員から久保田委員の推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長は久保田委員にお願いをいたします。

続きまして、副会長につきましては、皆様のご異論がなければ、会長の指名により、お願いをしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(委員全員より了承の声あり)

#### 会長

この協議会に関する知見をお持ちの丸山委員に、副会長をお願いしたいと思います。

(委員全員より了承の声あり)

### **障がいサービス課長**

それでは、会長につきましては久保田委員に、副会長につきましては丸山委員にお願いしたいと存じます。

それでは、これより、議事に入らせていただきます。

以降の議事進行は、会長にお願いいたします。

### **【制度改正】**

#### **会長**

よろしくお願いいいたします。

それでは、議題1の道路運送法施行規則改正に伴う福祉有償運送の制度改正についてです。事務局より案内をお願いします。

#### **事務局**

昨年、道路運送法施行規則が改正され、運転者証の車内掲示の削除や更新登録手続きの簡素化、利用者から収受する対価の取り扱いについて改正がございました。

東京運輸支局の門井様にご出席いただいておりますので、制度改正に関してご説明をいただいたのち、区の現状をご説明申し上げたいと思います。

それでは、お願いいいたします。

#### **門井氏**

東京運輸支局の門井と申します。

簡単にではございますが今年度改正された道路運送法施行規則と、それに基づく通達関係ものに関してお話をさせていただきます。

まず施行規則の方の内容につきましてはまず、先ほども事務局の方からご説明あったように、プライバシー保護の観点から運転者証の車内掲示の義務がなくなったのがまず大きな改正になります。

運転者証作成の義務自体無くなりましたので、代わりに車内には車のナンバーと団体さんの名称を必ず掲示する必要がありますので、それだけやっていただくようにお願いできればというところですが、掲示する場所ですとか、方法、文字の大きさの定めはございません。旅客の方から見てわかりやすいような場所に掲示いただければと思います。

施行規則改正の二点目ですが、運営協議会の位置付けが変わりました。具体的には運営協議会は地域公共交通会議に制度上統合されました。

しかし制度上移行されても、実態としては、話し合うべき事項などに乖離が発生する場合があるので、みなし規定が設けられまして、運営協議会は施行前に設置されている協議会さんに関しては引き続き、このまま運営協議会等としての継続で問題ないということになっております。

三つ目ですが、運輸支局への有償運送更新登録時における手続きの簡素化です。

既存の運送事業者さんとの事業拡大、連携を拡大するという制度が変わりまして、まず手続きの簡素化について更新登録の際の添付書類が大幅にカットされました。

今まで本日の書類と同じものを揃えなくてはいけなかったところ、申請書2枚と、協議が整った書面と宣誓書1枚でよくなりました。

今まで事業所で作成していた書類に関しては、事務局さんと個別で相談させていただきながら進めるのがいいかなと思います。今まで提出いただいた書類に関しては、安全を担保するためであったり、安全に運行されていますかという確認のために、書類を見させていただいていたので、引き続きどうするかというところは、今後調整をさせていただきながら進めていければと思っております。

また、施行規則改正のほかに通達関係の改正がございます。通達は2種類あります。

まず地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について、配布されている資料の7をご覧ください。

資料7の改正されたポイントといったしましては、まず、有効期間更新登録の協議の簡素化ということで、更新登録を行う際に書面開催でも良くなったことを改めて明文化したものになります。

協議の仕方自体は、今まで特に定めはなかったので、必ず対面でやらなければならぬということもなかったのですが、手続きをスピーディーな形を持っていくために、改めて明文化したものとなっております。

しかし通達上改めて明文化したからといって必ずしも書面開催にしなければならないと

いうことではないので、ここも各協議会さんでご検討されてください。

またこの通達の中で変わったものがあります。それは交通空白地域に該当する目安を改めて提示したということです。

この通達の中で、交通空白地域というものは『半径1km以内にバス停の停留所及び鉄道駅が存在しない地域であって、タクシーが恒常に30分以内に配車されない地域』というのが改めて追加されました。

ただ大前提として交通空白地に該当するかどうかについては地域の実情によって、様々であると思いますので慎重に検討した方がいいのかなというところではあります。

最後に資料の6の対価についてです。

対価の取り扱いについて変わったポイントとしては三つございます。

まず一つ目はタクシー運賃の8割まで認められたというところです。今まで2分の1程度だったのですがそれが引き上げられて、8割程度まで認められるようになったというところです。

通達上は8割まで引き上げられましたが、福祉有償運送の場合ですと、対象者が公共交通機関を単独で利用できない方になってきますので、これも安易に8割まで引き上げましょうという議論は慎重にしたほうがいいのかなとは思っております。

これに伴いまして、各運輸局において対価の目安を公表しております。

私からの説明は以上になります。

## 事務局

ご説明ありがとうございました。

制度の改正のご説明をいただきました。

ただいまの説明につきまして、ご質問などはございますでしょうか。

## 委員

運転者証の社内掲示につきましてはタクシー業界も同じですよね。

今番号で表示になっています。これは個人が狙われるという事件が多発したことによるかと思っています。あとは、会議の開催につきましてもアフターコロナの関係もあって簡略的にできるということはかなり大きな規模の改正になっていると思います。

## 【板橋区における福祉有償運送の状況について】

### 会長

他の方はよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと協議に入りたいと思います。「板橋区における福祉有償運送の状況について」事務局から説明させていただきます。

### 事務局

板橋区における福祉有償運送の状況について、説明させていただきます。

(資料3に基づき、板橋区の現状、各計画、各種施策、高齢者の状況、障がい者の状況、難病患者の状況、公共交通機関の状況、福祉有償運送の状況を説明)

以上、簡単ではございますが、板橋区における福祉有償運送の状況について説明させていただきました。引き続き、板橋区といたしましても、この有償運送につきましては必要性が高いものと考えております。

ご質問などはございますでしょうか。

### 副会長

今の説明の質問というわけではないのですが、改選後初めての会議ということもあり、タクシー事業者の方や労働組合の方が来られているので少しお伺いしたいという点がございます。

昨今タクシーを含めて公共交通機関の担い手、特に運転手の労働環境の改善等もあるので、非常にタクシーやバスの事業自体が厳しい状況にあるということは様々な報道でもある通りだと思います。

事務局から説明のあったタクシーの台数というのは、区域内の全ての台数だと思うのですが、実際に稼働している台数というのはやや差異があるのだろうなと思っています。

余談ではありますが、実際に福祉有償運送の対象者に留まらずタクシーの事業として、現状を聞かせていただければというのが1点と、それからやはり高齢者や障がいを持つ人たちが、公共交通機関、特に電車バス以外のタクシーや福祉タクシー等を利用しようとしなかなかうまく利用ができないという声も聞こえています。

そういう点でなかなか運転手の確保やコーディネートは厳しい状況にあるのではないかなと考えられるのでお伺いしたい。

それから、今回は委員でもあるブリッジさんにもお伺いしたいのは、福祉有償運送事業者として昔と比べて今現在のニーズなど、どれくらい把握されているのかお伺いできればと思っているのですがよろしいでしょうか。

まずタクシーの現状について教えていただければと思います。

### 委員

タクシー協会の小池でございますよろしくお願ひします。

私も協会ということで、実際に経営しているわけではないので数字的な部分でお話をさせていただきますと現状東京都特別区と、23区と武蔵野市三鷹市というのが一つの営業区域になっていまして、そのいわゆる稼働率、直近の実稼働率で言いますと大体60%の後半から70%台です。

これはおよそ9,000台の個人タクシーさんを除いた上での70%程度です。

それから、経営状況につきましては令和2年から4年にかけてのコロナの影響が非常に大きかったです。

我々業界としても、大体コロナ禍の前と現状との比較というのが一般的にされていますが、現状コロナの平成31年当時と比較しますと、収入はまだ9割程度、89から88%程度の収入とどまっていますが、まだまだコロナ前の状況には達していないというところでございます。

稼働率も先ほど言いましたように7割程度ということですので、ドライバー不足も少しつつ集まってきているんですけれども、まだまだコロナ前の状況には達していないという状況でございまして、各社とも、厳しい状況が続いています。

あと一つコロナの話でいきますと、コロナの時に融資を受ける会社がたくさんあるんですけどもその返済がここへ来て、重くのしかかっているというところもありますので、協会としては毎月いただける会費などを減免するなどして、うまく各会員さんの支援も行っておりますので、非常に厳しい状況というのは変わりないかなというところで伝えさせていただきました。以上です。

### 副会長

ありがとうございました。次に個別事業者としての経営の状況について金委員の方からお願いできますでしょうか。

## 委員

はい池袋交通の金でございます。

弊社に関しましても、稼働率は大体今6割程度でございます。

コロナ前までは70%ぐらい維持したのですが、やはりコロナで10%程度の乗務員さんが退職されまして、その影響もあり今6割ぐらいで推移している状況であります。

東京都内での稼働している台数も減ってきたということがあるんですけども、皮肉なことなんんですけども、そのために1台あたりのタクシーの売り上げというのはコロナ前に比べて伸びているという現状がございます。

ただやはり絶対的な車両数が少し足りないのかなという気はしております。

ただ、今コロナが明けまして乗務員さんの募集をかけていますが、反応があつて乗務員さんが新しく入ってきてるのが実情ですので、少しずつ稼働台数を増やしていくならというふうには思って、募集活動をしております。

障がいを持った交通弱者のお客様はどのようにタクシーを利用されているかということについては、今現状は、やはりスマートフォンのアプリを使った配車がかなり増えてはいます。しかしそういった交通弱者の方は必ずしもそういったアプリは使えません。

なので、やはりジャパンタクシーといった車椅子でも乗り入れができる車両数が増えてきているということはありますが、それが今弊社に関しましては、電話を使った配車依頼を受けまして、そういったお客様のところに弊社で行ってというサービスで対応しております。

ただやはり雨の日とかそういう日はですね、一般のお客様の電話を使って配車依頼もかけますので、そこで競争になってしまふとうまく配車依頼にお答えできないこともありますので、ちょっとそれは課題かなと感じているところであります。以上となります。

## 副会長

はいありがとうございます。

続きまして実際にタクシーを運転されている方の労働環境等について、奥村委員からお願ひいたします。

## 委員

よろしくお願ひします。

労働組合側から言わせていただくと、今、先ほどお話のあった通り一昨年の11月の運賃改定以降ですね、乗務員の賃金が相当数上がっており、底を打っていた人員数も今順調に増えてきてはいます。

その大きな要因としてやはり賃金が上がっているからということですね。

今まで賃金が足りなかつたというのはコロナで乗ってくれるお客様も少ないのでし、そういうことで年収が下がつてしまつたということで、離れていた方が徐々に戻つてきていると感じます。

ただ、まだ稼働してない車もありますし、今動いてない車を何とか有効活用、今ある現状のタクシー資源を最大化しようということで、労使で話し合つて時間を変更したりとかそういうことで対応していくどんどんその状況としては良くなつていてるようを感じます。

以上でございます。

## 副会長

ありがとうございました。

次にNPO法人としての福祉有償運送の実態の方を教えてください。

## 委員

NPO法人ブリッジの比企と申します。

私どもの法人だけでいえば、対象者のメイン層は透析の病院に通つてらっしゃる患者さんです。そのためどうしても必ず決まった時間、決まった日にちというような形で、そこにものすごく人が集まつてしまつという状況で、それ以外の時間に関しては連絡をいただいて、時間がマッチングした方々は受けている状況です。

他にも病院への通院や、お墓参りなど、そういったものも対応はさせていただいていますが、やはり病院に行かれる方が多い年代の方がご利用されます。

その場合はどうしても皆さん時間が9時などの特定の時間帯に固まつてしまつので、最近ではどうしても対応できずにお断りすることが多くなつてしまつています。

ただ私どもの有償運送についてのニーズについては、知らない方の方が多く、調べてい

ただいてたどり着いた方だけが連絡をいただいているという状況なので、しっかりとした数字はわからない状態なのですが、利用されたいという方はたくさんいるのは事実です。

車椅子を使用していたり、目が見えなかったり、いろんな障がいを持つ方々がこちらにアクセスしていただいている。

障がいを持つ方に対応されているタクシー会社さんもありますが、利用するには費用負担が重いという方のご相談を受けることが多いです。

感覚としては、使いたくても使えないという方は多くいらっしゃるのかなと思います。

### 副会長

ありがとうございました。

### 会長

他にご質問等あればお願いいいたします。よろしいでしょうか。

それでは板橋区における福祉有償運送の現状については以上といたします。

### 【協議】

### 会長

続きまして、次第の5、「特定非営利活動法人 ブリッジ」様の道路運送法第79条の6に基づく有効期間の更新登録申請についての協議に入りたいと存じます。

板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱第3条第4項の規定によりまして、ブリッジの比企亜由美委員及び滝沢浩治委員につきましては、ご発言はできますが、当該議事決定には参加できないこととなっておりますので、宜しくお願いいいたします。

それでは、「特定非営利活動法人 ブリッジ」の道路運送法第79条の6に基づく有効期間の更新登録申請及び対価について、ブリッジ比企亜由美様より、ご説明をお願いいたします。

### NPO法人ブリッジ

特定非営利活動法人ブリッジの比企亜由美と申します。よろしくお願いいいたします。

簡単に弊社の説明をさせていただきます。

会社名は特定非営利活動法人ブリッジと申しまして、板橋区の南町に事務所を構えてお

ります。

現在は車椅子対応車両を3台所持しておりましてドライバー3名で、大体60人弱の利用者様を送迎させていただいております。

先ほども申しましたが私どもの会社は主に透析クリニックへ通う方の送迎を中心に行っています。

前回の更新では利用者さんが大分減ってはいましたが、今現在はコロナも明けて利用者数は以前とあまり変わらないというような状況になってきました。

先ほどもいくつかお話いただきましたが、利用者の方でクリニックに通う以外で利用される際に、町中でタクシー待っていてもなかなか空いている車を見つけることが難しかったりですとか、あとは今日のように天気が悪いとやはり配車も難しく、高齢者の方はタクシーアプリを利用したことが全くない、もしくはそういう媒体を持っていらっしゃらないという方も多いので、そういった方から相談を受けることが増えたように感じています。

昨今の様々な状況が絡み合い、インバウンドが増えたりですか、タクシーの利用者が増えてきているのは仕方ないことだとは思いますが、こちらとしては交通弱者の方々にできるだけ金額的にも抑えてご利用いただければと思っております。

あとは人件費ですか燃料代の高騰も結構あります、そういったところもできるだけ日々努力をしてやっております。

本日は更新の方よろしくお願ひいたします。

以上です。

## 会長

ご説明ありがとうございました。

これによりましてご質問等を受けたいと思います。

その前に、更新の段階では従前の登録と内容的には変わらないということでよろしいですか。

## NPO法人ブリッジ

そうです。

## 会長

わかりました。

それではご質問等ございますでしょうか。

## 委員

はい。何点かお伺いしたいのですが、まず日々の出向前の点呼の方法を教えてください。

## NPO法人ブリッジ

まず会社に来ていただいて、事務所で点呼と鍵を受け取る際にアルコールチェックを行います。その後体温のチェックを行ってから、出向していただくという形をとっています。

## 委員

運転士さんの疾病の有無ですか、体調は変わりないか、みたいなやりとりもされていますか。

## NPO法人ブリッジ

そうですね。来る前にわかっていることであれば事前に対応しますが、そういったことがあったら出勤停止するような形をとらせていただいております。

いずれも対面で必ずやってから出向ということです。

## 委員

ありがとうございます。

あと、先ほどのお話の中で、透析患者さん以外のニーズが増えてきているように感じられるとおっしゃっていましたが、今旅客の範囲が身体障がい者さんと、要介護認定者さんの二つですが、この範囲について増加するニーズに対応するご予定があるのであれば範囲の拡大も検討された方がいいのかなと思いました。

ただし拡大するとなるとまた協議会で協議が必要になってしまいますが、状況はいかがでしょうか。

## NPO法人ブリッジ

現状、身体障がい者と要介護認定の方以外に受けてないので、利用範囲を増やしてしまったとしても抱えきれなくなってしまうという状況です。

先ほど申し上げたように車3台で3名の体制でやらせていただいているので、人員的に余裕が無いのが現状です。範囲を増やしたい気持ちはありますが、できることまで手を伸ばしてしまうとやはり利用者さんに迷惑がかかってしまう可能性もあるので、今の現状でできる範囲で、という形で考えております。

## 委員

わかりました。ありがとうございます。

運転士さんの確保も大変だと思いますが、55名の旅客の方がいらっしゃって、今後もしばらくは車3台で3名ですか。

## NPO法人ブリッジ

そうですね。ドライバーは辞めたりして以前よりやや減っています。やはり給料が上がりたいなどおっしゃっていただいている方で、どちらかというとボランティアに近いような形で頑張ってもらっています。もちろんお給料を払ってはいますが、ものすごく高い給料というわけではないので、その点においては今後どうやって増やしていくかというのはかなり課題であります。

## 会長

他にございますでしょうか。

## 委員

65ページに輸送実績で1,265という数字を付けていただいているが、これは輸送した回数か人数かどちらになりますか。

## NPO法人ブリッジ

人数です。

### 委員

これが3台分のトータルの人数ということで、1台当たり400人ぐらいですね。

先ほどドライバーさんの話があったと思いますが、65歳以上の方はいますか。

私の場合には65歳以上だと3年に1回適性診断というのを受けて運転技能などを診断していますが、そういった65歳以上のドライバーの方に関して何か行っていることはありますか。また、事故などはありませんか。

## NPO法人ブリッジ

事故に関しては、特に今のところはありません。基本的には近場の慣れた道を走っているので、事故は今のところ幸いにも起きてはいません。

年齢的なところに関しては、私どもも考えなくてはいけないと思っています。もちろん免許の更新時に、ある程度年齢に適正な検査などを受けますので、その更新ができなければこちらの仕事はできませんが、私どもの会社自体で特に何か別途そういうことを行っているというのはありません。

私どもの会社の話になりますが、以前まだ50代のドライバーさんが車を運転中、利用者さん乗せている最中に脳出血を起こしてしまったことがあります。

そういうことを考えてやっぱり年齢だけで縛られるものでもないのかなと思うので、日々の体調管理ですか、あと健康診断に関しては毎年行ってもらうというような形対応を取りさせていただいている。もちろんそれだけで全てを把握はできないのですが。

### 会長

他にご質問等ござりますでしょうか。

### 委員

安全の運行という観点から質問します。東京でも大きな雪が降ることがあります、天気によってタイヤを履き替えたりなどの対応は行っていますか。

## NPO法人ブリッジ

私どもの会社でも、ある程度の時期になればスタッドレスに全部履き替えをしておりまして、大体11月ぐらいから3月ぐらいまで、毎年車屋さんにお願いしてやっていただいております。

## 会長

他にご質問等ございますでしょうか。

## 委員

ちょうど利用者でもある滝沢さんが委員でいらっしゃるので、実際に有償運送を利用しての感想など、何かいただければと思いますがいかがでしょうか。

## 滝沢委員

ブリッジさんを利用して1年になりますが、安全で何不自由なくやっていただいている。

## 会長

他にご質問等ございますでしょうか。

## 委員

確認したいのですが、運転者として確保している者が3名ということなんですが、これは本当に3名だけでやっているわけですか。もしもそのうちの1人が風邪に罹ってしまったら1台は動かなくなるということですか。

## NPO法人ブリッジ

そうです。その場合は残った2人に無理がいってしまうっていうところと、あとは病院の方でも車をお持ちではあるので、少しそちらに手伝っていただいてというような形で、連携を取りながら利用者さんを運送します。

## 会長

他にご質問なれば、これで協議を終了させたいと思います。

それでは、特にご異論がなければ、協議会としての決定をさせていただきます。

(異論なし)

特定非営利活動法人ブリッジの更新登録申請につきましては協議が整ったものとし、更新登録をいたしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(委員全員了承)

ありがとうございます。

ほかに、何かございませんでしょうか。

ほかに質問がないようでしたら、協議会としての決定をさせていただきたいと存じます。

これをもちまして第23回板橋区福祉有償運送運営協議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。